

出雲崎町空家等対策及び 所有者不明土地等対策計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

出雲崎町

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 背景	1
2 計画の位置付け	2
第2章 空家等の現状と課題	3
1 空家等の現状	3
(1) 空家等実数調査の結果	3
2 所有者不明土地等の現状	4
3 空家等及び所有者不明土地等における課題	4
(1) 発生関連の課題	5
(2) 相続関連の課題	5
(3) 管理関係の課題	5
(4) 活用関係の課題	5
第3章 空家等及び所有者不明土地対策に関する取組方針	6
1 基本の方針	6
(1) 所有者等による管理の原則	6
(2) 空家等利活用促進への取組	6
(3) 管理不全空家等及び特定空家等への取組	6
(4) 所有者不明土地等への取組	6
2 計画期間	7
3 対象地区	7
4 対象とする空家等及び所有者不明土地の種類	7
第4章 空家等及び所有者不明土地に関する対策	9
1 空家等及び空き地の把握	9
(1) 空家等把握方法	9
(2) 実態調査	9
(3) 空家等情報のデータベース化	10
(4) 所有者等が特定できない空家等	10
2 空家等及び所有者不明土地等の適切な管理の促進	10
(1) 所有者等の意識の涵養	11
(2) 相談体制の整備等	11
(3) 地域と所有者等との関係性の維持	11
3 空家等利活用の促進	11
(1) 地域住民の要望による活用	11

(2) 民間事業者との連携	12
(3) 空き家空き地情報バンクの活用の促進	12
(4) 空家等利活用補助金の活用促進及び新たな補助制度の検討	12
(5) 有効利用地の寄附受入れ	12
(6) 関係法令等の遵守	12
4 空き地に対する発生抑制の取組	12
5 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置及びその他の対処	13
(1) 措置の対象	13
(2) 措置の方針	13
(3) 措置の実施	14
(4) その他の対処	15
6 所有者不明土地等に対する措置及びその対処	16
7 空家等対策の実施体制	16
(1) 協議会	16
(2) 庁内の組織体制及び役割	16
(3) 関係機関等との連携	17

平成31年3月 出雲崎町空家等対策計画(平成31～令和6年度) 策定

令和7年3月 出雲崎町空家等対策及び所有者不明土地等対策計画
(令和7～11年度) 策定

第1章 計画の趣旨

1 背景

少子高齢化、都市部への人口集中などにより、地方における人口及び世帯数の減少に伴う空き家が年々増加してきている。本町においても、増加しており、特に海岸地区では、冬期間の荒天等により建物の損壊が生じ、通行人、通行車両及び近隣住宅への危害等が懸念されるほか、防災・防犯・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせており、早急な対策の実施が求められている。

また、空き地についても適切な管理が行われずに周辺地域に悪影響を与えているものが年々増加している。特に、低未利用土地（土地基本法第13条第4項に規定する低未利用土地をいう。）や不動産登記情報で所有者が分からず、所有者が判明しても所有者に連絡がつかない土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「所有者不明土地法」という。）第2条第1項に規定する所有者不明土地をいう。）（以下総称して「所有者不明土地等」という。）は、管理不全状態になりやすいうことから、管理の適正化と利用の円滑化は喫緊の課題となっている。

こうした中、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）を制定、公布（平成26年11月27日）し、市町村が空家等の対策に取り組むための法的根拠を整備した。更に、令和5年12月13日に、空家等対策のより一層の強化を図るため、空家法の一部を改正する法律が施行された。

当町では、空家法に基づき平成31年3月に空家対策の基礎とし、効果的及び効率的に推進するため「出雲崎町空家等対策計画」を策定し、各種施策に取り組んできたところである。

今後、人口減少・少子高齢化が進み更なる空家及び所有者不明土地等の増加が予想される中、改正空家法に対応した新たな施策を追加するとともに所有者不明土地法などを踏まえ、空家等及び所有者不明土地等対策を総合的かつ計画的に実施するため「出雲崎町空家等対策及び所有者不明土地等対策計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、空家法第7条に規定する空家等対策計画及び所有者不明土地法第45条に規定する所有者不明土地対策計画として策定するもので、空家等及び所有者不明土地等対策を効果的かつ効率的に推進するために、本町の地域の実情に合わせた総合的な計画を策定するものである。

なお、計画の推進にあたっては出雲崎町総合計画等に定めている空家関連施策及び土地利用施策との整合性を図るものとする。

第2章 空家等の現状と課題

1 空家等の現状

(1) 空家等実数調査の結果

① 調査概要

令和6年度空家等実態調査（基礎調査）は、本町全域の空家等の現状を網羅的に把握するために、令和6年7月1日を基準日として実施した調査であり、空家等対策の全体像を示す基礎資料となるものである。

調査については、各行政区長が行政区単位で調査を実施し、調査区要図に住家や空家等を区別別に落とし込みを行った。

なお、本調査は、基準日における居住状況の現況を調査集計したものであり、住民基本台帳上の世帯数とは異なる。

この調査における定義は次のとおりである。

【言葉の定義】

住宅

- 住家=居住している住宅
- 空家=居住していない住宅
 - 空家=概ね1年に1回も使用（管理等）がなされていない住宅
 - 別荘=1年に1回以上使用（管理等）がされている住宅

② 出雲崎町の空家数・空家率の現状

（令和6年7月1日現在）

地区	総住宅数	空家数	別荘数	空家率
駅前地区	1,270戸	120戸	91戸	16.6%
海岸地区	723戸	112戸	192戸	42.0%
全町	1,993戸	232戸	283戸	25.8%

※ 空家率=（空家数+別荘数）／総住宅数×100

本町の空家率は、全町で25.8%であり、海岸地区においては、42.0%と特に高くなっている。

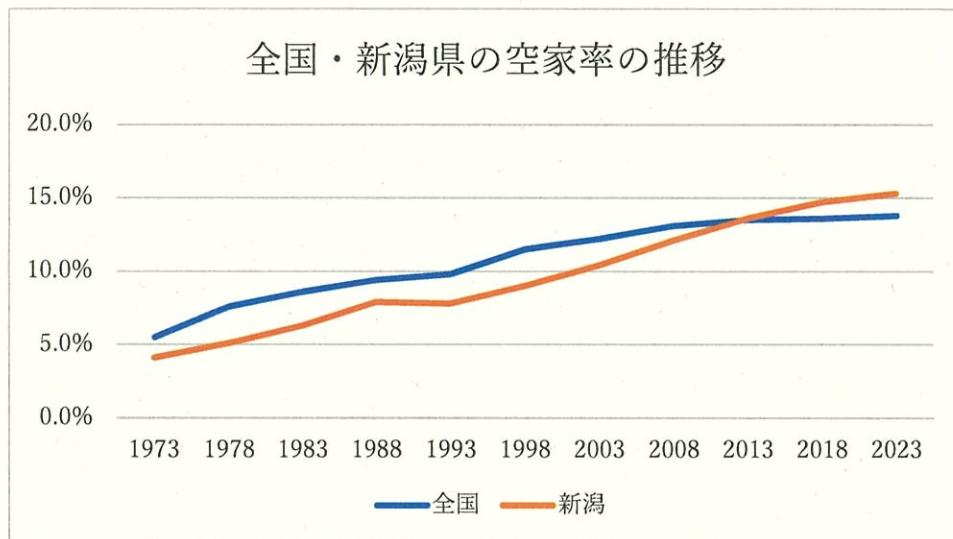
前回調査（平成30年実施）と比較すると、空家数と別荘数の合計で32戸増加し、空家率で2.7ポイント増加した。

③ 全国及び新潟県全体との比較

(令和5年住宅・土地統計調査)

区分	総住宅数	空家数	空家率
全国	65,047,000戸	9,002,000戸	13.8%
新潟県全体	1,015,000戸	155,000戸	15.3%

全国及び新潟県の空家率については、令和5年住宅・土地統計調査において公表されており、全国では13.8%、新潟県全体では15.3%となっている。



2 所有者不明土地等の現状

相続が発生しても相続登記が行われない土地や、土地の利用ニーズや所有者意識の希薄などにより、管理不全状態の所有者不明土地等は全国的に増加しており、本町では実態調査は行っていないものの、徐々に増加傾向にあるものと考えられる。

3 空家等及び所有者不明土地等における課題

空家等及び所有者不明土地等の対策を推進するうえで、次のような課題が考えられる。

(1) 発生関連の課題

- 高齢者のみ世帯の住家及び別荘については、今後空家等となる可能性が高い。

(2) 相続関連の課題

- 相続の段階で相続登記が行われていないため、世代が変わることに登記が困難になってきている。
- 相続人の世代が変わり本町との関係性が薄れしていくため、活用の意向が低い。または相続していること自体の認識がない。
- 相続放棄により、相続人が不存在となり、責任の所在がはっきりしない。

(3) 管理関係の課題

- 所有者等が首都圏等の遠方にいるため、定期的な維持管理が難しい状態になっている。
- 所有者等の資力状況などにより、管理できなくなっている。

(4) 活用関係の課題

- どのように活用してよいかわからない、または活用自体考えていない所有者等がいる。
- 資産価値が低いことなどにより、活用方法が定まらず行動に移せない所有者等がいる。

第3章 空家等及び所有者不明土地対策に関する取組方針

1 基本的方針

(1) 所有者等による管理の原則

空家等及び所有者不明土地がもたらす問題は、所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提である。所有者等に対して適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であり。また、相続、転勤などにより、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要である。このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の涵養を行う。

(2) 空家等利活用促進への取組

空家等の所有者及び空家等を求める者双方が、空家等を積極的に利活用できるような制度を運用するとともに、空家等の所有者等に対する空家等対策の情報提供及び所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために民間事業者及び専門家と連携した相談体制を構築する。

(3) 管理不全空家等及び特定空家等への取組

管理不全空家等及び特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることから、優先的に取組んでいく。

(4) 所有者不明土地等への取組

管理が適切に行われず、災害や周辺環境の著しい悪化を発生させるおそれのある空き地については、所有者に対して管理の適正化を求めるとともに、処分や活用等の動向の把握を行い、専門家とも連携して改善に向けた解決方策を検討します。

また、所有者が分からぬ場合又は管理状態の改善が図られない場合には、所有者不明土地法に基づく手続きを検討します。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、社会情勢の変化等必要に応じて見直していくものとする。

3 対象地区

対象地区は町内全域とする。

4 対象とする空家等及び所有者不明土地の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、空家法第2条第1項に規定に基づく「空家等」並びに第2条第2項に規定に基づく「特定空家等」及び第13条第1項の規定に基づく「管理不全空家等」とする。

また、建物除却後の跡地も対象とするとともに、所有者不明土地法第2条第1項に規定する「所有者不明土地」及び土地基本法第13条第4項規定する「低未利用土地」とする。

○ 空家法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置）

第13条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」とい

う。) の所有者等に対し、基本指針（第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

○ 所有者不明土地法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。

○ 土地基本法（抜粋）

（適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置）

第13条

4 国及び地方公共団体は、第一項の措置を講ずるに当たっては、低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。以下この項において同じ。）に係る情報の提供、低未利用土地の取得の支援等低未利用土地の適正な利用及び管理の促進に努めるものとする。

第4章 空家等及び所有者不明土地に関する対策

1 空家等及び空き地の把握

空家等に関する対策を講じるためには、まず町内の空家等を把握する必要があることから、地域の実情を知る地域住民等と協力しながら空家等の実態を把握する。また、空き地についても現状の把握に努める。

(1) 空家等把握方法

住宅の所有者又は占有者等が、転出・死亡等の手続きをする際に、聞取りにより空家及び所有者等を特定する。

また、聞取りによって所有者等を特定できない空家等については、空家法第10条に基づく登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報及び固定資産税の課税情報の取得、または近隣住民等からの情報収集等により所有者等を特定する。

○ 空家法（抜粋）

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(2) 実態調査

- ① 空家等の所在及び空家の状態等を把握するため、職員又は町長が委任した者（以下「職員等」という。）により実態調査を実施する。調査は、行政区や地域住民等と連携し、継続的な把握と必要な補正を行

う。

- ② 実態調査は、外観目視、水道開閉栓情報及び近隣住民等からの情報収集等により、空家等の状態及び使用履歴等について調査する。

(3) 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な情報について、関係部局でデータベースを整備し共有する。

データベースの情報は以下のとおりとする。

- ① 空家基本情報（所在地、建物種類、階数、構造等）
- ② 現地調査情報（老朽度、周辺への影響、維持管理の状態）
- ③ 所有者特定情報（土地・建物所有者等の住所、連絡先等）
- ④ 所有者の意向調査
- ⑤ 利活用の促進（情報提供等の履歴）
- ⑥ 適切な管理の促進（助言や指導等の履歴）

(4) 所有者等が特定できない空家等

- ① 所有者・相続人等が特定できない場合

所有者等確認のために空家法第10条に基づき住民票情報、戸籍謄本等、不動産登記簿情報、固定資産課税情報などを利用し、空家法第9条に基づく立入調査等を行なっても所有者等が特定できない場合は、「過失なく所有者等を確知できない」者と判断し、データベースに登録する。

- ② 相続放棄の場合

ア 法定相続人について、家庭裁判所への照会等を行い相続放棄の事実について調査する。

イ 法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、相続放棄による所有者不明の空家等としてデータベースに登録する。

2 空家等及び所有者不明土地等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等及び所有者不明土地等の適正な管理は、所有者等が自らの責任において行なうことが原則である。また、令和5年の空家法の一部改正により、所有者は適切な管理に努めるとともに、国または自治体の施策に協力する努力義務が加えられ、所有者の責務が強化された。これらのこととを所有者等に啓発するため、以下の取組を実施し、空家等及び

所有者不明土地が管理不全のまま放置されることを防止する。

(1) 所有者等の意識の涵養

① 所有者等への啓発

空家等の所有者等に対し、空家等の適正な管理について、所有者等への啓発に努める。状況によっては、職員等が訪問してアドバイスを行う。

情報提供等は、広報誌、ホームページ及び納税通知書など定期的な通知等を活用して行うほか、状況により個別に行う。

② 所有者等へ空家等対策に関する情報提供の内容

空家等の所有者等に対して次の情報提供を行う。

- ・相談窓口
- ・相続登記の促進
- ・空き家空き地情報バンク
- ・空家等再生活用事業補助金制度
- ・新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援等補助制度 など

(2) 相談体制の整備等

空家等に係る問題は、多岐にわたることから総合窓口を設置し、県、関係団体と連携した相談体制の整備を行う。

また、民間事業者及び専門家と連携し情報共有を図ることにより、利活用及び適正管理に係るマッチングを図る。

(3) 地域と所有者等との関係性の維持

地域住民は、空家等の適正な管理が行われるよう、所有者等との関係性の維持に努める。

3 空家等利活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、関係団体を活用した利活用の提案や行政区等の地域との連携による活用などを実施する。

(1) 地域住民の要望による活用

地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献について利活用可能な空家等については、所有者等の意向を踏ま

え、詳細な情報を地域住民に提供する。

また、町有物件の修繕等を実施し、移住のためのお試し住宅や関係人口増加に向けた空家を活用した事業の実施、跡地を地域防災に活用するなど、有効活用することで地域の活性化を促す。

(2) 民間事業者との連携

空家等の利活用については、民間事業者と情報共有し、積極的に利活用の提案を受ける。

(3) 空き家空き地情報バンクの活用の促進

空家等の所有者等の同意を得たうえで、空き家空き地情報バンクに登録し、希望者に提供する。

(4) 空家等利活用補助金の活用促進及び新たな補助制度の検討

空家等利活用のための改修や家賃補助等の町、県及び国の補助金を積極的に活用するとともに、利用者のニーズに沿った補助制度の検討や既設補助制度の見直しを行う。

(5) 有効利用地の寄附受入れ

利活用に有効な空家等の寄附の申入れがあった場合は、寄附の受入れを検討する。

(6) 関係法令等の遵守

空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行う。

4 空き地に対する発生抑制の取組

空き地について、次の課題に取り組んでいく。

- ① 管理不全状態の空き地の発生予防【管理不全状態の発生抑制】
- ② 空き地の利活用の促進【利活用の推進】
- ③ 災害等を発生させる恐れのある空き地の管理の適正化【管理不全状態の解消】

5 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置及びその他の対処

管理不全空家等及び特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、かつ、健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じる必要がある。

(1) 措置の対象

管理不全空家等及び特定空家等の判断については、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（以下「ガイドライン」という。）」に基づき町長が決定する。

① 管理不全空家等の認定

放置すれば特定空家等となるおそれがある空家等について、現地調査を実施し、判断基準により管理不全空家等であると認められる空家等を管理不全空家等と認定することとする。

② 特定空家等の認定

管理不全空家等の状態が悪化し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものについては、現地調査を実施し、判断基準により特定空家等に該当すると判断された場合、出雲崎町空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）の意見を聴いた上で、特定空家等であるか判断し特定空家等と認定するものとする。なお、空家等の状態や地域への影響等、必要に応じて、管理不全空家等の認定を経ずに特定空家等の認定を行う場合がある。

(2) 措置の方針

① 措置の優先

特定空家等のうち周辺建築物や道路または不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼすおそれが高いものから優先して措置を行うものとする。

② 措置内容の検討

- ア 特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握する。
- イ 調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討する。
- ウ 措置の内容を決定するにあたり、協議会の意見を求めることがある。また、内容の変更を行う場合は、必要に応じて意見を求めるもの

とする。

(3) 措置の実施

① 助言・指導（空家法第13条第1項、第22条第1項）

所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行う。助言は、措置の内容を明確に示すために文書による指導を行う。

② 勧告（空家法第13条第2項、第22条第2項）

助言・指導を行っても改善が見られない場合は、ガイドラインを参考に勧告書により行う。勧告の送達は、直接手交又は配達郵便等の確実な方法で行うこととする。

なお、勧告を行うことにより、住宅用地に対する固定資産税の特例が適用されなくなることから、税担当部局と十分打合わせを行うとともに、所有者等にもその旨を通知する。

③ 命令（空家法第22条第3項）

勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じる。

命令をする場合においては、空家法の規定及びガイドラインに基づき実施する。

④ 行政代執行

ア 行政代執行法（空家法第22条第9項）

命令の措置が履行されないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、空家法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法の規定に従い、所有者等に代わり、命令の措置を行うことができる。

代執行できる措置については、

- ・他人が代わってすることのできる義務（代替的作為義務）に限られること
- ・当該特定空家等による周辺の生活環境等の保全を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならないこと

の2つの要件を満たす必要がある。その他手続等については、全て行政代執行法の定めるところによる。

イ 略式代執行（空家法第22条第10項）

必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措

置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、略式代執行を行うことができる。

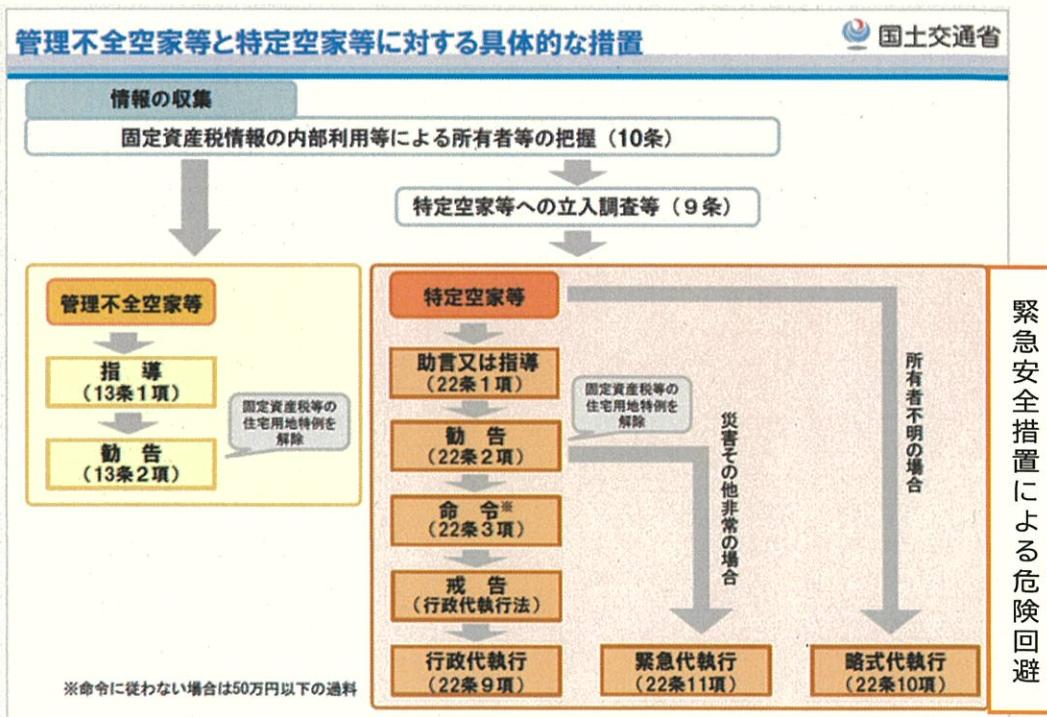
略式代執行をするための要件は、次のとおりである。

- ・過失がなくて命令対象者を確知することができないこと
- ・その措置が、他人が代わってすることができる作為義務（代替的作為義務）であること

(4) その他の対処

空家の倒壊や損壊等により、空家等が人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害を及ぼし、又はそのおそれがあり、かつ、公共の安全を確保するための緊急の必要があると認める場合は、出雲崎町空家等対策の推進に関する条例第9条に基づく緊急安全措置の実施を検討する。

なお、災害等の緊急の場合の対応については、災害対策基本法等に基づく措置について検討する。



(国土交通省住宅局資料 (一部加筆))

6 所有者不明土地等に対する措置及びその対処

長期間管理がされず、草木の繁茂や廃棄物の放置、害虫の発生など周辺環境や治安の悪さを招き、近隣住民に不安を招く所有者不明土地等については、勧告の準備として、所有者不明土地法第43条の規定に基づき、所有者の探索を行う。

また、管理状態の改善が図られない場合には、行政手続法第2条第6号に規定する助言や指導、勧告などを行うとともに、所有者不明土地等のうち、災害などの発生の恐れがある場合には、所有者不明土地法第38条に基づく勧告などをを行うことを検討する。

7 空家等対策の実施体制

(1) 協議会

① 趣旨

空家等対策及び所有者不明土地等対策を実施するにあたり、意見及び協議を行うため、関係部署及び有識者等による協議会を設置する。

③ 所掌事務

ア 空家等対策及び所有者不明土地等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議

イ 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断についての協議

ウ 特定空家等に対する措置の方針についての協議

エ その他町長が必要と認める案件についての協議

(2) 庁内の組織体制及び役割

組織名	役割
空き家対策室	<ul style="list-style-type: none">・立入調査・空家等に関与した事項のデータベース入力・各分野における空家等の有効活用の検討
総務課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の調査・空家等の適切な管理の促進・措置及び対処の実施・空家等及び跡地の活用促進・協議会及びその他関係機関との連絡、調整

	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家空き地情報バンクの管理 ・空家等対策関係の補助事業事務 ・その他の施策全般
町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・空家法の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報提供 ・相続人家系図の作成 ・財産放棄状況の調査 ・固定資産税等に対する対応 ・出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく土地の占有者等に対する指導等
保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の住宅が空家等になる場合の適切な管理の促進
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の適切な管理及び利活用の促進
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅関係の補助事業事務 ・水道使用履歴による空家等の調査 ・道路の交通に危険を及ぼす竹木、工作物の所有者等に対する対応依頼等
教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確保 ・その他児童及び生徒の危険防止
関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地等の事務

(3) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家等対策を実施する。

これまでに協定書を締結した団体は次のとおりである。

- 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会 平成 29 年 12 月 18 日締結
「出雲崎町空き家空き地情報バンクの運用に関する協定書」
- 新潟県弁護士会 令和 6 年 6 月 1 日締結
「出雲崎町における空家等対策の推進に関する連携協定書」

その他関係機関等との連携は次のとおりである。

- ① 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士
相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
- ② 宅地建物取引業者
所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等
- ③ 建設業者等

空家等の解体、改修の相談及び対応等

④ 建築士

空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等

⑤ 警察

防犯及び危険回避のための対応等

⑥ 消防本部

災害対策、災害時の応急措置等

⑦ 商工会

空き店舗等利活用相談等

出雲崎町空家等対策及び不明土地等対策計画
令和7年3月

【編集】

出雲崎町総務課地域政策室

〒949-4392

新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地

TEL:0258-78-2290(直通) FAX:0258-78-4483

e-mail: kikakuk@town.izumozaki.niigata.jp